

建築物省エネ法の認定に係る手数料について

- ① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（法第29条） 表1
- ② 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定（法第31条） 表2
- ③ 認定申請に併せて法第30条第2項による申出（建築確認申請）を行う場合 表3
- ④ 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付 表4
- ※第29条第3項に規定する他の建築物がある場合、建築物毎に①～③の手数を算出し合算

表1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（法第29条） 申請手数料（棟単位：円）

(1)	一戸建ての住宅	標準計算			仕様・計算併用法			仕様基準		
	床面積 (㎡)	直接申請		審査済建築物	直接申請		審査済建築物	直接申請		審査済建築物
	～ 200未満	34,000		4,700	25,000		4,700	17,000		4,700
	200 ～	38,000		4,700	28,000		4,700	19,000		4,700
(2)	一の建築物	表の金額の内、申請に係るものを合算した額								
	住宅部分	標準計算			仕様・計算併用法			仕様基準		
	床面積 (㎡)	直接申請 (a)+(b)	評価に係る審査(a)	書類等に係る審査(b) (審査済建築物)	直接申請 (a)+(b)	評価に係る審査(a)	書類等に係る審査(b) (審査済建築物)	直接申請 (a)+(b)	評価に係る審査(a)	書類等に係る審査(b) (審査済建築物)
	～ 300未満	(69,000)	59,600	9,400	(51,000)	41,600	9,400	(33,000)	23,600	9,400
	300 ～ 2,000未満	(120,000)	100,000	20,000	(86,000)	66,000	20,000	(57,000)	37,000	20,000
	2,000 ～ 5,000未満	(200,000)	155,000	45,000	(150,000)	105,000	45,000	(100,000)	55,000	45,000
	5,000 ～	(280,000)	199,000	81,000	(220,000)	139,000	81,000	(160,000)	79,000	81,000
	非住宅部分	標準入力法・BEST			モデル建物法			審査済建築物		
	床面積 (㎡)	—			—			—		
	～ 300未満	230,000			87,000			9,400		
	300 ～ 1,000未満	290,000			110,000			16,000		
	1,000 ～ 2,000未満	370,000			150,000			27,000		
	2,000 ～ 5,000未満	530,000			240,000			80,000		
	5,000 ～ 10,000未満	650,000			310,000			130,000		
	10,000 ～ 25,000未満	770,000			370,000			160,000		
	25,000 ～	870,000			440,000			200,000		

表2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定（法第31条） 申請手数料（棟単位：円）

(1)	一戸建ての住宅	標準計算			仕様・計算併用法			仕様基準		
	床面積 (㎡)	直接申請	審査済建築物		直接申請	審査済建築物		直接申請	審査済建築物	
	～ 200未満	17,000	2,350		12,500	2,350		8,500	2,350	
	200 ～	19,000	2,350		14,000	2,350		9,500	2,350	
(2)	一の建築物	表の金額の内、申請に係るものを合算した額								
	住宅部分	標準計算			仕様・計算併用法			仕様基準		
	床面積 (㎡)	直接申請 (a)+(b)	評価に係る審査(a)	書類等に係る審査(b) (審査済建築物)	直接申請 (a)+(b)	評価に係る審査(a)	書類等に係る審査(b) (審査済建築物)	直接申請 (a)+(b)	評価に係る審査(a)	書類等に係る審査(b) (審査済建築物)
	～ 300未満	(34,500)	29,800	4,700	(25,500)	20,800	4,700	(16,500)	11,800	4,700
	300 ～ 2,000未満	(60,000)	50,000	10,000	(43,000)	33,000	10,000	(28,500)	18,500	10,000
	2,000 ～ 5,000未満	(100,000)	77,500	22,500	(75,000)	52,500	22,500	(50,000)	27,500	22,500
	5,000 ～	(140,000)	99,500	40,500	(110,000)	69,500	40,500	(80,000)	39,500	40,500
	非住宅部分	標準入力法・BEST			モデル建物法			審査済建築物		
	床面積 (㎡)	—			—			—		
	～ 300未満	115,000			43,500			4,700		
	300 ～ 1,000未満	145,000			55,000			8,000		
	1,000 ～ 2,000未満	185,000			75,000			13,500		
	2,000 ～ 5,000未満	265,000			120,000			40,000		
	5,000 ～ 10,000未満	325,000			155,000			65,000		
	10,000 ～ 25,000未満	385,000			185,000			80,000		
	25,000 ～	435,000			220,000			100,000		

表3 認定申請に併せて法第30条第2項による申出（建築確認申請）を行う場合

床面積※	30㎡以下	30㎡超 100㎡以下	100㎡超 200㎡以下	200㎡超 300㎡以下	300㎡超 500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 2,000㎡以下	2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 30,000㎡以下	30,000㎡超 50,000㎡以下	50,000㎡超
確認申請 手数料	¥15,000	¥28,000	¥43,000	¥48,000	¥55,000	¥66,000	¥93,000	¥160,000	¥280,000	¥370,000	¥460,000	¥900,000

※ 建築物の計画の変更等に係る確認審査手数料は、それぞれ当該床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に該当する額とします。
ただし、建築物の計画の変更で床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積に該当する額とします。

表4 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付（施行規則第28条）

400円/件

《建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第29条）に関する手数料の算定例》

- 【ケースⅠ】◆戸建て住宅：延床面積150㎡ ※標準計算（直接申請）＋建築確認申請の場合
表1 ¥34,000 ＋ 表3 ¥43,000 ＝ ¥77,000
- 【ケースⅡ】◆非住宅（法第29条第3項に規定する「他の建築物」がある） ①申請建築物：延床面積2,500㎡ ②他の建築物：延床面積500㎡
※①申請建築物（モデル建物法）＋②他の建築物（標準入力法）の場合
表1 ¥240,000 ＋ 表1 ¥290,000 ＝ ¥530,000
- 【ケースⅢ】◆共同住宅：延床面積2,500㎡（共用部を除いた延床面積1,800㎡） ※標準計算（直接申請）の場合（共用部は計算なし）
表1 ¥100,000 ＋ 表1 ¥45,000 ＝ ¥145,000